

給水装置工事基準書

旧基準書(改正前)	新基準書(R8.4月改定)
<p>第 4 章 給水装置の指定材料 2 管理者の定める給水装置材料の構造及び材質 表4・2・1 ①サドル付分水栓 2)ビニル管用 JWWA B 117 A形(ボール式)、準規格品</p>	<p>第 4 章 給水装置の指定材料 2 管理者の定める給水装置材料の構造及び材質 表4・2・1 ①サドル付分水栓 2)ビニル管用 JWWA B 117 A形(ボール式)、準規格品、不断水割丁字管※ ※ 本体材質:FCD450 塗料内面:JWWA G 112 エポキシ樹脂粉体塗料(厚さ0.3mm以上) 外面:JWWA K 139 合成樹脂塗料(一液性エポキシ樹脂塗料) 耐圧性能:水圧1.75MPaにて1分間保持した時、漏れ、その他異常のないこと。 弁座漏れ性能:水圧0.75MPaにて15秒間保持した時、漏れ、その他異常のないこと。</p> <p>表4・2・2 サドル付分水栓適用範囲 配水管の管種 配水管口径 取出口径 ビニル管 50mm 40mm 追加</p>
<p>第 7 章 3階建て以上の建築物における直結直圧式給水装置工事設計に関する特例 2 適用範囲 (5)給水地盤の年間最小動水圧が、次の基準に適合するもの。ただし、年間最小動水圧が本基準を満たさないもの及び9階建て以上の建築物について、申込者が、管理者の示した設計水圧を用いて給水装置の設計を行った結果、直結直圧給水可能であると判断したときは、増圧給水設備設置猶予の措置をもって直結直圧給水を認めるものとする。</p>	<p>第 7 章 3階建て以上の建築物における直結直圧式給水装置工事設計に関する特例 2 適用範囲 (5)給水地盤の年間最小動水圧が、次の基準に適合するもの。ただし、年間最小動水圧が本基準を満たさないもの及び9 4階建て以上の建築物について、申込者が、管理者の示した設計水圧を用いて給水装置の設計を行った結果、直結直圧給水可能であると判断したときは、増圧給水設備設置猶予の措置をもって直結直圧給水を認めるものとする。</p>
<p>第 14 章 検査 3 不断水せん孔工事検査 (2)給水管口径50mm以上及びステンレス鋼管からの分岐の場合 1)給水管口径50mm 2)給水管口径75mm以上 テストポンプをセットし、1.75MPaになるまで加圧し、この水圧1分間以上保持し漏水等異常がないこと。 せん孔後配管し給水管全体を1.75MPaになるまで加圧し、この水圧を1分間以上保持し漏水等異常がないこと。</p> <p>4 断水工事 (2)配管後、給水管全体を1.75MPaになるまで加圧し、この水圧を1分間以上保持し漏水等異常がないこと。</p>	<p>第 14 章 検査 3 不断水せん孔工事検査 (2)給水管口径50mm以上及びステンレス鋼管からの分岐の場合 1)給水管口径50mm 2)給水管口径75mm以上 テストポンプをセットし、1.75 0.75MPaになるまで加圧し、この水圧1分間以上 30秒保持し漏水等異常がないこと。 せん孔後配管し給水管全体を1.75 0.75MPaになるまで加圧し、この水圧を1分間以上 30秒保持し漏水等異常がないこと。</p> <p>4 断水工事 (2)配管後、給水管全体を1.75 0.75MPaになるまで加圧し、この水圧を1分間以上 30秒保持し漏水等異常がないこと。</p>

給水装置工事基準書

旧基準書(改正前)

新基準書(R8.4月改定)